

障害のある人たちが あたりまえに働き えらべる暮らしを

署名・募金に
ご協力ください

きょうされん第43次国会請願署名・募金運動キャンペーン
— 障害福祉についての制度の拡充を求め、署名を続けて43年 —

1. 優生保護法で被害にあった人たちの人権回復を！

障害のある子どもが生まれないようにするために、1948年～1996年まで続いた優生保護法により、本人への何の説明もないまま、強制不妊手術や人口妊娠中絶を受けさせられた障害のある人がたくさんいます。

2018年、長年被害に苦しんできた仙台の被害者が訴訟に立ち上がったことをきっかけに、2019年10月現在、全国7地裁で20人の原告が訴訟を起こし、たたかっています。

国は、この訴訟の動きと世論を受けて、2019年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）」をつくりました。しかしながら、この法律づくりの過程において、被害者の声に十分耳を傾けることはありませんでした。また、法律の内容も、①国によるハッキリした謝罪は明記されていないこと、②一時金の金額が320万円とあまりにも低額であること、③一時金支給の対象に配偶者が含まれないことなど、不十分な点が多すぎます。被害にあった障害のある人たちの人権回復にふさわしい法律をつくる必要があります。

【強制不妊手術の被害者の数】

本人の同意なし	16,475人
本人の同意あり	8,518人

合計 24,993人

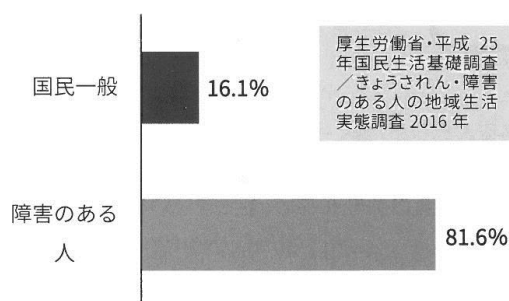
※この他にも人工妊娠中絶の被害者が58,972人います。

2. 障害年金を引き上げ、暮らしを支える制度拡充を！

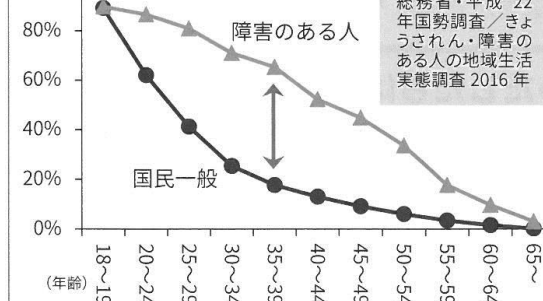
当会の調査で、障害のある人の多くが大人になっても親と一緒に暮らしていることがわかりました。高齢の親の介護を受けている人も、たくさんいるのが実態です。所得があまりにも低いことがその大きな理由です。障害のある人たちの所得の中心となる障害基礎年金は、2級月65,008円、1級月81,260円です。障害年金を引き上げ、生活を営むことのできる所得保障をすべきです。

また、生活の場であるグループホームは数が足りていません。一人で暮らすときに必要となるヘルパーも足りていません。障害のある人が希望する暮らしを送れるよう制度を充実する必要があります。

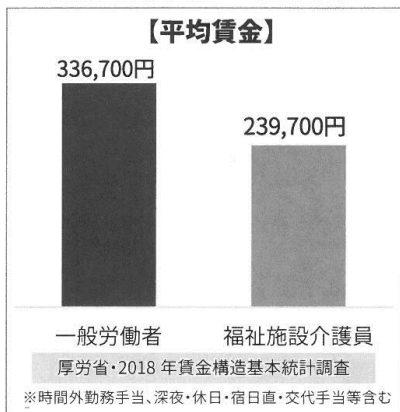
【収入比較・年収122万円以下の人の割合】



【親との同居率】



3. 福祉現場で必要な職員を確保できるように！



福祉現場は深刻な人手不足が続いています。その一番の理由は、職員の給与が一般労働者の平均賃金と比べると約10万円も低いことにあります。

国などから事業所に払われるお金(報酬)が少ないことに加え、障害のある人が通えなかった日は事業所にお金が入らない「日払い計算方式」や、一定の条件のもとでしか報酬が上乘せされない加算方式によって、事業所の運営が安定しない実情があります。そのため職員の給与水準は低く、必要な正規職員を雇うこともままなりません。

“働きがいのある”職場で長く仕事が続けられるように、また若い人が福祉の仕事に関心を持てるように、給与水準や労働条件を引き上げることが必要です。

4. 支援を自ら選べるように

介護保険優先原則の廃止を！

障害者総合支援法では、65歳あるいは特定疾病になると、介護保険を優先して使わなければならないと定められています。障害のある人は新たな利用料負担が生まれ、それまで使っていた利用時間が減らされたりします。65歳を迎えても、障害は変わりません。逆に、加齢により暮らしの中で困ることは増えていきますが、支援は減ることになります。

65歳になっても、本人の希望にそって必要な制度をえらんで利用できるように、介護保険優先原則を廃止する必要があります。

5. 地域活動支援センターの

実態調査と制度拡充を！

「就労継続支援B型事業」や「生活介護事業」などの運営費は、国が支払う金額の基準を決めています。

しかし、「地域活動支援センター」の運営費は、国が示す標準額をもとにして、市町村が決めるので、ほかの事業に比べて事業所に支払われるお金がとて少なく、市町村の財政が厳しくなると減額されてしまいます。国の責任で、地域活動支援センターが安定した運営ができるように求めています。

障害者権利条約を地域のすみずみに

あたりまえに働き
えらべる暮らしを

きょうされん 第43次
国会請願署名・募金運動

全国キャンペーン

2019年12月~2020年4月

障害のある人びとを支える
制度づくりのための
署名・募金にご協力ください

募金のお願い

いただいた募金は、本請願運動を展開するための費用や当会が運動をするための活動資金として有効に活用させていただきます。

わたしたちは「きょうされん」です

当会は、旧称を「共同作業所全国連絡会」と言い、障害のある人たちが「働く・活動する」事業所をはじめ、グループホーム、相談支援センターなど、1850カ所を超える事業所が会員となっています。

わたしたちは、障害のある人たちの暮らしをゆたかにするための制度の拡充を求め、活動を続けています。



<お問い合わせ>きょうされん全国事務局 〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18-4F
TEL 03-5385-2223 FAX 03-5385-2299 E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp
WEB ページもご覧ください <http://www.kyosaren.or.jp/>

障害福祉についての法制度拡充を求める請願

2020年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

紹介議員 印

請願団体 きょうされん

住所 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 4F

請願人代表

住所

(他 名)

— 請願趣旨 —

現在すすめられている「全世代型社会保障改革」では、社会保障における給付と負担の見直しが検討されており、国民にさらなる負担が強いられることで、憲法 25 条で保障された生存権がますます脅かされつつあります。

障害福祉においては、ここ数年、成果主義が強められ、就労系事業所では平均工賃の高い事業所がより多くの報酬を受け取る等、生産性や目に見える成果のみを評価した報酬体系となりました。また、雇用施策と福祉施策が分断されていることにより、通勤支援が受けられない等、障害のある人たちの就労の機会が奪われ続けています。

さらに、1996 年まで続いた優生保護法により、被害者は尊厳を踏みにじられてきたにも関わらず、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」は、その人権回復には程遠い内容であるとともに、国の責任を全く明らかにしていません。

障害者権利条約に掲げられた、障害のある人が障害のない人と同等に生きることのできる社会を実現するためには、日本の障害福祉関連予算を、せめて OECD の平均並みに引き上げることは、欠かすことのできない優先課題です。

以上をふまえ、次の項目について請願します。



あたりまえに働き えられる暮らしを
～障害者権利条約を地域のすみずみに～

きょうされん

【事務局】

〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18

東京都生協連会館 4F

TEL 03-5385-2223

FAX 03-5385-2299

Email zenkoku@kyosaren.or.jp

第 43 次国会請願署名・募金運動
全国キャンペーン

とりくみ
法人・事業所

社会福祉法人アイアイハウス

〒603-8226 京都市北区紫野西舟岡町10番地の1

TEL 075-414-8181 FAX 075-950-1330 E-mail aiai_house@yahoo.co.jp

募金にご協力ください

— 請願項目 —

1. 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」は、国の謝罪を明記し、支給額を見直すなど、被害者の人権回復にふさわしい法律としてください。
2. 障害年金を安心して生活できる水準まで引き上げるとともに、グループホームやヘルパー制度など希望する暮らしを支える制度を拡充してください。
3. 「2021年度の報酬改定」では、必要な職員を確保して十分な支援ができるよう、基本報酬を引き上げてください。
4. 障害のある人が65歳を超えても必要とする支援を自ら選んで利用できるよう、介護保険優先原則を廃止してください。
5. 地域活動支援センターが安定して運営できるよう、国の責任で実態を調査し、制度を拡充してください。

募金	氏名	住所
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県
円		都道 府県

◇署名は鉛筆ではなく、ボールペンまたはサインペンをお願いします。
 ◇住所は「同上」、「々」は使わず、都道府県名から番地までご記入願います。
 ◇請願署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。また、署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。